

議案第63号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年6月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷正宏

(提案理由)

育児部分休業制度の拡充に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月　　日

杉並区教育委員会教育長　　渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第　　号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項に次の1号を加える。

（9）育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第30条第11項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第30条の2第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第3項中「による部分休業」の次に「（以下「第1号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に改める。

第30条の2の2第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7　杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。

附　則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(年次有給休暇の繰越し) 第14条 略 2及び3 略 4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1)～(8) 略 (9) 育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間 (介護休暇) 第30条 略 2～10 略 11 時間を単位とする介護休暇は_____、 1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。	(年次有給休暇の繰越し) 第14条 略 2及び3 略 4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1)～(8) 略
12～16 略 (介護時間) 第30条の2 略 2 介護時間の承認は_____、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業（以下「 第1号部分休業 」という。）の承認又は条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から 当該第1号部分休業 又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略	(介護休暇) 第30条 略 2～10 略 11 時間を単位とする介護休暇は、 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて 、 1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。 ただし、当該日の他の休暇（前条第1項に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。 12～16 略 (介護時間) 第30条の2 略 2 介護時間の承認は、 正規の勤務時間の始め又は終わりに 、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業_____の承認又は条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から 当該部分休業 又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略

新	旧
(子育て部分休暇) 第30条の2の2 略 2 子育て部分休暇の承認は_____、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による 第1号部分休業 の承認、条例第17条第1項の規定による育児時間の承認又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該 第1号部分休業 、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～6 略 7 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。 8 略 9 略 10 略	(子育て部分休暇) 第30条の2の2 略 2 子育て部分休暇の承認は、 正規の勤務時間の始め又は終わりに 、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による 部分休業 の承認、条例第17条第1項の規定による育児時間の承認又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該 部分休業 、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～6 略 7 略 8 略 9 略